

2009年12月25日

中華人民共和国
國務院法制弁公室 御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

『國務院の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」改正に関する決定 (送審稿)』についての意見

日本機械輸出組合は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業約270社です。

当組合の知的財産権委員会では、主に日本と外国、特に貴国の知的財産権制度の検討を行っており、貴国の知的財産権税関保護に係わる制度についても強い関心を持っております。この度パブリックコメントを募集されている『國務院の「中華人民共和国知的財産権税関保護条例」改正に関する決定(送審稿)』について、下記のとおり、意見を提出いたします。

よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 知的財産権登録の変更・取消

(1) 関連条項

第11条 知的財産権登録の状況に変化が生じた場合、知的財産権の権利者は変化が生じた日から30営業日以内に、税関総署にて登録の変更または取消手続きを行う。変更または取消手続きを行わない場合、税関総署は関連登録を取り消すことができる。

(2) 意見

「知的財産権登録」の内容は、「知的財産権税関保護条例」第7条第1項及び「知的財産権税関保護条例実施細則」第6条第1項に規定された事項であると思われるが、どのような些細な事項の変更・取消であっても、登録取消しという重大な効果を及ぼすことは、影響が大き過ぎる。

そこで、(a) 登録取消しという重大な効果を及ぼす登録内容を、特定・限定していただきたい。(b) 直ちに登録取消しという重大な効果を及ぼすのではなく、一旦、知的財産権

者に通告して変更・取消を促す等の措置をとっていただきたい。(c) 本改正の導入は、登録内容を即時に変更・取消できる税関登録システムの構築を条件としていただきたい。

2. 保証金の返還

(1) 関連条項

第 19 条（「知的財産権の権利者が合理的期間内に人民法院に起訴しない場合、税関は担保金を返還しなければならない。」）の削除。

第 24 条第 2 項 税関が前項第三号の規定に基づき特許権侵害の疑いがある貨物を通過させた後 20 営業日以内に、人民法院が発する荷受人または荷送人が提出した担保金についての協力執行通知を受け取らない場合、速やかに荷受人または荷送人に保証金を返還しなければならない。

(2) 意見

そもそも、「知的財産権税関保護条例」の現行の規定自体、税関から被疑侵害貨物について通知を受けた場合、権利者は 3 営業日以内に差止申請をし、保証金を提供しなければならないこと（第 16 条）、権利者が、貨物差押の費用として、蔵置・保管の費用を負担しなければならないこと（第 14 条、第 25 条）等、さまざまな問題がある。また、現行の規定においてどのような場合に保証金の返還がなされるのか、今回の改正によりそれがどのように変わるのかが、非常に不明確である。

特許権者が外国企業の場合、民事訴訟の関連書類の公証・認証が必要であり、且つ、郵送時間もかかるため、20 営業日は短すぎる。少なくとも特許権者が外国企業の場合は 30 営業日以上に延長してほしい。

また、一定期間の経過により一律に保証金を返還するのではなく、返還の要否の判断にあたっては、対象貨物の価値、侵害疑義の程度等の事情や、人民法院に意見を求めた結果を考慮要素として、事案ごとに保証金返還の要否を判断するようにしていただきたい。

3. 偽造商標が付された輸入貨物

(1) 関連条項

第 27 条第 1 項（「差し押さえた権利侵害の疑いのある貨物が税関の調査を経て知的財産権を侵害すると認定された場合、税関が没収する。」）の削除。

第 27 条第 3 項

方案一：税関が前項の規定に基づき没収した偽造商標が付された輸入貨物は、例外的な場合を除くほか、権利を侵害する商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を認めるには不十分である。

方案二：税関が前項の規定に基づき没収した偽造商標が付された輸入貨物は、特殊な状況を除くほか、貨物上の商標の単なる除去により流通経路への商品の流入を許可することはできない。

(2) 意見

付録1の「五」には、『条例』第二十七条第一項を削除し」と記載されているが、正しくは、『条例』第二十七条第三項を削除し」であると思われる。この理解を前提とすれば、本条項の改正により、TRIPS 協定第 46 条との整合性を図ろうとしている点は、評価できる。但し、方案一を採用する場合は、「例外的な場合」という文言、方案二を採用する場合は、「特殊な状況」という文言を、明確化・具体化していただきたい。

どちらの方案の場合も、輸入貨物に限るのではなく、輸出貨物も対象に入れていただきたい。

4. 国境を越える権利侵害物品の携帯または郵送

(1) 関連条項

第 28 条 個人が国境を越えて権利侵害物品を携帯または郵送する場合、個人で使用する合理的数量を超える場合にはこれを権利侵害貨物とみなす。

(2) 意見

侵害品の輸出の小口化・分散化への対応、インターネットオークションでの模倣品の輸送がほとんど国際宅急便であることに鑑み、「荷送人が個人の場合」だけでなく、「荷受人が個人の場合」及び「荷送人または荷受人が法人の場合」も、本条の適用範囲としていただきたい。

以上